意見第 ３ 号

地域医療提供体制の確保を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２８年６月２０日

提出者　久喜市議会議員
園　部　茂　雄
岡　崎　克　巳
杉　野　　修
猪　股　和　雄

久喜市議会議長　　柿　沼　繁　男　　様

地域医療提供体制の確保を求める意見書

埼玉県は全国の中でも急速な高齢化が見込まれているが、平成 26 年 12 月末時点において医療施設に従事する人口 10 万対医師数は 152.8 人で依然として全国最下位（調査開始以来 32 年連続）となっている。

そして、人口 10 万人対病院病床数も、平成 26 年 10 月 1 日時点で 857.3 床と全国平均 1,234 床と大きく下回る状況となっている。最も多い都道府県と比べると、医師数は約 2 分の 1、病床数は約 3 分の 1 であり、本県にとって、このような地域における医師や看護師及び病床の偏在は深刻な問題である。加えて、周産期、小児救急、救急医療体制を確保するため、産科、小児科、救急等を担当する特定分野の医師の確保も課題となっている。

このような状況の中、埼玉県では総合医局機構を設置し、医師確保対策等を推進するとともに、国への働きかけにより、1,502 床の増床が可能となり、大学附属病院の誘致を進めているところである。

しかし、埼玉県は久喜市を含む利根医療圏に第三次救急医療体制を整備するため、済生会栗橋病院に３次救急を担う救命救急センターの施設整備を行ったが、救命医の確保が困難なことから、救命救急センターとしての実現に至っていない。

医師や看護師及び病床は地域的に偏在しており、医学部定員、臨床研修制度、基準病床数、診療報酬体系等は国の政策と密接に関係するものであり、広域的な調整も必要となることから、引き続き国において各地域の医療需要を踏まえた対策を推進することが求められる。

よって、国においては、地域における医療提供体制を確保していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

１　医師や看護師及び病床の地域偏在の是正対策を推進するとともに、産科等の医師確保が困難な診療科の処遇改善等の対策を講じること。また、今後、予定されている新たな専門医制度については、医師の偏在是正に資するものとすること。
２　医療提供体制整備を計画的に進めるために医療提供体制推進事業費補助金や地域医療介護総合確保基金の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久　喜　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　務　大　臣　　あて
総　務　大　臣
文　部　科　学　大　臣
厚　生　労　働　大　臣